

第1章 技術指針の目的と活用

「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針」（以下「技術指針」という。）は、生物の種間相互関係を含む生息・生育環境及び移動経路（以下「生態系ネットワーク」という。）の保全・形成に視点を置き、農地・農業水利施設等の調査から維持管理に至る各段階の「環境との調和に配慮」（以下「環境配慮」という。）の方法を具体化し、環境配慮の取組の現場適用性を向上させることを目的としている。

技術指針は、国営事業実施地区における「環境との調和への配慮に関する計画」や、都道府県及び市町村における「農村環境計画」、市町村における「田園環境整備マスタープラン」の策定・見直し等にも活用する。

【解 説】

1. 背景

平成13年度に土地改良法が改正され、土地改良事業の実施に際し「環境との調和に配慮」（環境配慮）することが原則化され、「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）を制定し、対象とする事業等が明確化された。

（最新版は農林水産省HPに掲載：https://www.maff.go.jp/j/nousin/nn_youkou/youkou.html）。

この環境配慮の取組を具体的に進めるための技術的な拠り所として、平成13年度から平成16年度までに生物・生態系への配慮の基本的な考え方や手順について示した「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き（第1編～第3編）」（以下「環境配慮の手引き」という。）が制定された。

環境配慮の手引きの制定以降、生態系ネットワークの重要性の整理や工種横断的な環境配慮の方法や工法の具体化について更に検討を進め、食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会技術小委員会における検討を経て平成18年3月に「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針」を制定し、平成27年5月に環境配慮対策の実施事例等を踏まえた工法や地域づくりの取組の事例等を追加して改定した（27農振第166号農村振興局整備部長通知）。

一方、農業者の減少と高齢化に対応して農業生産性の一層の向上を図るため、農地の大区画化等の整備が展開されており、生態系配慮を進めていく上での状況が変化してきた。これを受け、平成29年度から令和元年度までの3か年にわたって有識者を含む検討が行われ、生態系配慮対策を実施した地区事例などから、対策に取り組む上での課題を抽出し、農業農村整備事業の展開方向を踏まえた今後の方向性について「今後の生態系配慮の方向性（提言）～環境との調和への配慮の原則化からまもなく20年を迎えるにあたって～」が令和2年3月に公表された。

その後、生態系配慮に係る新たな知見や事例が蓄積されるとともに、農林水産業における生物多様性の課題と施策の方向性を示すビジョンである「農林水産省生物多様性戦略」が令和5年3月に改定された。

令和6年6月に改正された「食料・農業・農村基本法」では、第3条に理念として「環境と調和のとれた食料システムの確立」が新たに位置づけられ、第29条（農業生産の基盤の整備及び保全）において「最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施」が明記された。また、新設された第44条では「農地の保全に資する共同活動が、地域の農業生産活動の継続及びこれによる多面的

機能の発揮に重要な役割を果たしている」としており、農業農村整備事業において、最新の技術的知見を踏まえた環境との調和への配慮を推進し、農業・農村の多面的機能を発揮していく方針が示されている。また、改正基本法の基本理念に基づき、令和7年4月に「新たな食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、「食料システム全体で環境負荷の低減」を図りつつ、多面的機能を発揮していく方向性が示された。さらに、令和7年9月には「新たな土地改良長期計画（令和7～11年度）」が閣議決定され、農村の価値や魅力の創出の課題への対応として、環境負荷低減の取組等の推進が掲げられた。

これらを踏まえ、農業農村整備事業における環境配慮に係る新たな知見を盛り込み、その充実を図る必要性から、技術指針を改定することとした。

【参考資料】

「農林水産省生物多様性戦略」（令和5年3月改定）の概要

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図る中長期の施策方針である「みどりの食料システム戦略」の策定（令和3年5月）や、2030年を目標年とする生物多様性の新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されたことにより、農林水産業における生物多様性の課題と施策の方向性を示すビジョンが必要となったことから「農林水産省生物多様性戦略」が改定（令和5年3月）された。

同戦略の「2030 ビジョン」では、「農山漁村が育む自然の恵みを生かし、環境と経済がともに循環・向上する社会」を目指し、以下の6つの基本方針を掲げている。

- （1）農山漁村における生物多様性と生態系サービスの保全
- （2）農林水産業による地球環境への影響の低減と保全への貢献
- （3）サプライチェーン全体での取組
- （4）生物多様性への理解と行動変容の促進
- （5）政策手法のグリーン化
- （6）実施体制の強化

また、テーマ別方針においては、生態系配慮に関する以下の方針が掲げられている。

○水田等からなる生態系ネットワークの保全

- ・水田や水路、ため池等からなる生態系ネットワーク保全のため、生態系に配慮した基盤整備を計画的に推進
- ・冬期湛水用水等、生態系保全に資する用水を確保する取組を支援

○外来生物の定着等の防止

- ・外来生物による農林水産業への被害を防止するため、外来生物法等に基づき、捕獲の推進や管理・防除対策の開発・普及を促進

○農林水産空間の保全・利用の推進

- ・農林水産空間の保全・利用を担う人材の確保と育成
- ・地域ぐるみの有機農業の実践、ビオトープ、水田魚道の設置、里地里山の整備等の取組を推進
- ・森里川海を通じた生物多様性保全の推進
- ・生態系を活用した防災・減災の推進

○農林水産分野の生物多様性保全の取組の評価・活用

- ・農林水産分野の生物多様性に係る調査・研究の推進
- ・生物多様性保全の取組が果たす効果の見える化の推進

2. 技術指針の目的と内容

(1) 目的

本技術指針は、農地・農業水利施設等の整備に当たり、生態系ネットワークの保全・形成に視点を置き、調査から維持管理に至る各段階の環境配慮の方法をより具体化することにより現場適用性を向上させ、環境との調和に配慮した事業や環境保全活動の推進を目的とする。

(2) 内容

本技術指針は、水田や用排水路等に生息する魚類など農村地域の生物を保全するため、生態系ネットワークの重要性を整理するとともに、連続性や一体性を持たせるための対策や方法を示すものである。これまでの技術指針における調査から維持管理に至る各段階の環境配慮の考え方や技術的知見等を踏まえ、水路整備やほ場整備等について工種横断的に環境配慮の考え方を整理しつつ、環境配慮の方法や工法をより具体化するものである。

また、新たな調査・分析方法等の追加や近年生息・生育区域を急速に拡大させている特定外来生物^{注1)}の対策等に関する基本的な考え方、事例を取りまとめ掲載することとした。

3. 技術指針の活用方法

本技術指針は、農地・農業水利施設等の整備に当たり、環境との調和に配慮した調査、計画、設計、施工、維持管理等を進めるための参考資料である。

具体的には、農業農村整備事業の計画策定に当たり、国営事業地区等においては「環境との調和への配慮に関する計画（環境配慮計画）」^{注2)}の策定・見直し、都道府県及び市町村においては「農村環境計画」^{注3)}、市町村においては「田園環境整備マスタープラン」^{注4)}の策定・見直し等を行う際に活用する。

また、農村における生態系の保全・形成に向け地方自治体等が、農村環境の状況を評価する際や農業農村整備事業等の実施に当たり環境配慮に関する評価を実施する際の参考資料として、活用することなどが考えられる。

さらに、「多面的機能支払制度」^{注5)}の地域資源の質的向上を図る共同活動や、「中山間地域等直接支払制度」^{注6)}の多面的機能を増進する活動等を進める際の参考資料として活用することも考えられる。

なお、本技術指針に掲載されている【参考資料】は、本技術指針の内容を理解する上で役立つ具体的な内容や知見を示したものであり、【参考事例】は、各地での取組事例であり、実際に取組を行う際に参考となる考え方を示したものである。あくまでも例であることから、画一的に適用されるものでないことに留意する必要がある。

注1) 特定外来生物：海外起源の外来生物であって、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令*で指定された生物（オオクチバス、ブルーギル、ウシガエル、カワヒバリガイ属の全種、ナガエツルノゲイトウ等）

*特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令

注2) 「環境との調和への配慮に関する計画（環境配慮計画）」

国営事業実施地区等における環境との調和への配慮の基本方針及び配慮対策を取りまとめた計画

注3) 「農村環境計画」

都道府県知事が策定する農業農村整備環境対策指針に基づき、市町村等が策定する環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想

注4) 「田園環境整備マスタープラン」

市町村が策定する農村地域の環境の保全・形成に関する基本計画。田園環境整備マスタープランの作成は、農業農村整備事業を実施するための要件の一つ

注5) 「多面的機能支払制度」

農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域活動や地域住民を含む活動組織が行う地域資源の質的向上を図る活動に一定額を交付する制度

注6) 「中山間地域等直接支払制度」

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度